ザンクトガレン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 1 0 月 1 6 日、ザンクトガレン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施すると発表

【本文】

10月16日、ザンクトガレン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 クラブ、ディスコ、ダンスホール、サルサ・クラブ、バーをはじめとする公の施設 やイベントにおけるダンスが禁止されます。

※社会的距離が確保できる場合に限り、フィットネススタジオ、スポーツ施設、ダンス スクール等において引き続きダンスが許可されます。

また、イベントやリハーサル等における職業ダンサーによる実演についても同様に許可 されます。

2 全ての飲食店において、着席形式による飲食のみ許可されます。バー及びクラブに おいて同様に適用されます。

また、飲食店全体において、従業員にマスク着用が義務付けられます。

3 参加者が30人以上の全てのイベントにおいて、マスク着用が義務付けられます。 社会的距離が確保できない場合は、参加者が30人未満のイベントについてもマスク着 用が義務付けられます。

4 適用期間

2020年10月17日(土)から12月31日(木)まで

〇ザンクトガレン州発表(ドイツ語のみ)

https://www.sg.ch/tools/informationen-coronavirus/kantonale-massnahmen.html

(連絡先)

〇在スイス日本国大使館 領事班

電話: 031 300 2222 Fax: 031 300 2256

メール: consularsection@br. mofa. go. jp

ホームページ: https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合 帰国・転出届

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login

○メールマガジン解除

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch

○「たびレジ」簡易登録をされた方

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete